

# オンライン接見の実現を求める会長声明

## 第1 声明の趣旨

当会は、刑事訴訟法第39条1項の「立会人なくして接見」する権利としてのオンライン接見の実現を強く求める。

## 第2 声明の理由

- 1 現在、法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会において、刑事手続における情報通信技術の活用に向けた法整備の在り方についての議論がなされている。部会では、被疑者・被告人（以下「被疑者等」）と弁護士等との接見を映像・音声の送受信により行うこと（以下「オンライン接見」という。）についても検討がなされているが、現在までの議論状況をみると、刑事訴訟法第39条1項の「立会人なくして接見」する権利としてのオンライン接見に関しては、被留置者による逃亡・罪証隠滅の防止、面会者の本人確認等に対応するためには相応の人的・物的体制整備が必要であるとの予算の問題などが指摘され、消極意見が強い状況にある。
- 2 しかしながら、予算を必要とするのは刑事手続のIT化全般に言えることであり、国が刑事手続のIT化を推進する以上、必要な予算措置は講じるべきである。また、逃亡・罪証隠滅の防止及び本人確認等の対応については、運用の工夫により十分に対処することが可能である。
- 3 そもそも、身体拘束を受けている被疑者等の弁護士依頼権は憲法34条によって認められた権利であり、憲法38条1項の不利益供述強要の禁止を実効的に保障するための弁護人の被疑者等に対する接見交通権が最大限尊重されなければならないことは憲法上の要請といえる。
- 4 もちろん、弁護士は、被疑者等の勾留場所に赴いて接見を行うことが原則であるが、逮捕直後に接見を行う必要がある場合、勾留場所が遠隔地である場合、

緊急に短時間の打ち合わせを行う必要がある場合には、オンライン接見を行う必要性が高い。近時、長野県内では、長野拘置支所が廃止されたことに伴い被疑者等が長野刑務所に収容される機会が増えていること、新型コロナウイルス感染症の拡大予防の観点から陽性者を収容する留置施設が限定されたこと、女性被疑者の留置施設が限られていること及び裁判員裁判が本庁と松本支部でしか行われないことに伴い、弁護人の事務所所在地から離れた拘置所に被疑者等が移送されることが多いことからしても、接見交通権の実質的な保障を確保するためには、オンライン接見を実現することが必要不可欠である。

なお、オンライン接見は、実質的な弁護活動として行うものであることから、当然、単なる外部交通の方法として映像・音声の送受信により行うものではなく、秘密が確保された接見であることが必要であることは言うまでもない。

- 5 IT技術の革新によって捜査・公判におけるIT化が積極的に検討される中で、捜査機関、裁判所の便宜のための仕組みが整備される一方で弁護人と被疑者等とのオンライン接見が実現されないとしたら極めて憂慮すべき事態である。オンライン接見は、弁護人の接見の一態様として、憲法上最大限の尊重が要請される接見交通権を更に充実させる制度であることから、刑事手続のIT化が法整備されようとしているこの機を逸さずに必ず実現されなければならない。
- 6 以上より、当会は、刑事訴訟法第39条1項の「立会人なくして接見」する権利としてのオンライン接見の実現を強く求める。

2023年（令和5年）4月12日

長野県弁護士会

会長 山 岸 重 幸